別記様式第１号（第９条関係）　【まあじゃん屋】　（法人用）

その１

※受理年月日		※許可年月日	記載例
※受理番号		※許可番号	

許　可　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第５条第１項の規定により許可を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

※行政書士等による代理申請の場合

申請代理人　住所，氏名
申請法人　　住所，法人名

広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号
株式会社　甲　乙　産　業
代表取締役　広　島　太　郎

（ふりがな） 氏名又は名称	かぶしきがいしゃ　こうおつさんぎょう 株式会社　甲乙産業		
住所	〒（730-△△△△） 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 （０８２）〇〇〇局　〇〇〇〇　番		
（ふりがな） 営業所の名称	じゃんそう　とん なん　しゃーぺい 雀荘　東南西北		
営業所の所在地	〒（730-△△△△） 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号□□ビル１階 （０８２）〇〇〇局　〇〇〇〇　番		
風俗営業の種別	法第２条第１項第　４　号の営業（まあじゃん屋）		
（ふりがな） 管理者の氏名	ふく　やま　じ　ろう 福　山　次　郎	選任状況	(1.) 専任 2. 兼任
管理者の住所	〒（730-△△△△） 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 （０８２）〇〇〇局　〇〇〇〇　番		
（ふりがな） 法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員の住所		
代表者	ひろ しま た ろう 広島太郎	〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号	
	へい やま じ ろう 丙山次郎	〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号	
	てい かわ はな こ 丁川花子	〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号	

滅失により廃止した風俗営業	廃止の事由	廃止年月日	許可番号
	滅失特例許可申請は， 手数料額・添付書類が異なるので，係に確認	年　月　日	

現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業	許可年月日	年　月　日	許可番号	
	営業所の名称及び所在地			

その２（Ｂ）（法第２条第１項第４号の営業）

記載例

営業所の構造及び設備の概要	建物の構造	鉄筋コンクリート造３階建							
	建物内の営業所の位置	１階の一部							
	客室数	１室	営業所の床面積	４０．０㎡					
	客室の総床面積	24.0㎡	各客室の床面積	２４．０㎡	㎡				
				㎡	㎡				
	照明設備	客室の天井に１００Ｗの蛍光灯５基取付け。 営業所の他の部分には，天井にＬＥＤ灯３基取付け。 （位置等は，別添見取図に記載）							
	音響設備	有線放送用の最大出力〇〇Ｗのアンプ及び１基のスピーカーを客室の天井に取り付け （位置等は，別添見取図に記載）							
	防音設備	厚さ〇〇㎜のコンクリート壁に〇〇㎜の断熱・防音材を内装							
遊技設備	まあじゃん台数	普通台	半自動台	全自動台	計				
		台	台	３台	３台				
	法第四条第四項に規定する営業に係る遊技機	区分	ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	アレンジボール遊技機	じゃん球遊技機	その他の遊技機	計	
		型式数	型式	型式	型式	型式	型式	型式	
		台数	台	台	台	台	台	台	
	その他の遊技設備								
	その他	営業所の出入口は，１ヵ所のみ							
※	風俗営業の種類								
※	兼業								
※	同時申請の有無	①　有　　②　無	※　受理警察署長						
※条件	年　月　日								
	年　月　日								
	年　月　日								

備考

1　※印欄には、記載しないこと。
2　「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第４条第３項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。
3　「現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
4　その２（Ａ）は法第２条第１項第１号から第３号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その２（Ｂ）は同項第４号の営業について許可を申請する場合に、その２（Ｃ）は同項第５号の営業について許可を申請する場合に、その３は同項第４号の営業のうち法第４条第４項に規定する営業（例、ぱちんこ屋）について許可を申請する場合に使用すること。
5　「建物の構造」欄には、木造家屋にあっては平家建て又は２階建て等の別を、木造以外の家屋にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
6　「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
7　「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
8　「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
9　「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
10　「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
11　法第２条第１項第３号の営業にあっては、その２（Ａ）の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
12　その２（Ｂ）の「その他の遊技設備」欄には、まあじゃん台及び法第４条第４項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
13　その２（Ｃ）の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
14　その３の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
15　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
16　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第２号（第９条関係）

その１ **記載例** **営　業　の　方　法** 営業所の名称　　**雀　荘　　東　南　西　北** 営業所の所在地　　**広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号□□ビル１階** 風俗営業の種別 法第２条第１項第４号の営業	
営　業　時　間	午前／午後　９　時００分から　午前／午後　１１時００分まで ただし，**午前１時まで営業可能**　の日にあっては 午前／午後　９時００分から　翌午前／午後　１時００分まで
１８歳未満の者を従業者として使用すること	①する　　②しない ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
１８歳未満の者の立入禁止の表示方法	**営業所出入口ドアに「１８歳未満立入禁止」の表示板を掲示**
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する　　②しない ①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 **冷凍食品（ピラフ，焼きそば等）を加熱処理して販売** **ピーナッツ等乾き物をテーブル上にカゴに入れて提供** **自動販売機により，コーヒー，清涼飲料水等を販売**
酒　類　の　提　供	①する　　②しない ①の場合：提供する酒類の種類，提供の方法及び２０歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 **ビール，ウイスキー，焼酎等を客の注文に応じ，客のテーブルに運び提供** **入店時に身分証等の提示を求めて確認**
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する　　②しない ①の場合：当該兼業する営業の内容

その２（Ｂ）（法第２条第１項第４号の営業）		
（まあじゃん屋のみ記載すること）		
遊技料金	①客１人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじゃん台１台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき　**１時間**　１６００円	
	半自動台につき　円	
	その他の台につき　円	
遊技料金の表示方法	**料金表を営業所内の見やすい場所に掲示**	
（ぱちんこ屋及び令第１５条に規定する営業のみ記載すること）		
ぱちんこ屋及び令第８条に規定する営業の遊技料金	ぱちんこ遊技機	玉１個　円
	回胴式遊技機	玉１個　円
		メダル１枚　円
	アレンジボール遊技機	玉１個　円
		メダル１枚　円
	じゃん球遊技機	玉１個　円
		メダル１枚　円
	その他の遊技機（　　）	につき　円
その他の営業の遊技料金	遊技の種類（　　）	につき　円
遊技料金の表示方法		
賞品の提供方法		
提供する賞品のうち最も高価なもの		（　　円）

備考

1　その１の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

2　その１の「提供する酒類の種類、提供の方法及び２０歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び２０歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。

3　その２（Ａ）は法第２条第１項第１号から第３号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その２（Ｂ）は同項第４号の営業について許可を申請する場合に、その２（Ｃ）は同項第５号の営業について許可を申請する場合に使用すること。

4　その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄には、第３４条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。

5　その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金の表示方法」欄には、その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第３３条の各号のいずれに該当するかを記載すること。

6　その２（Ａ）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。

7　その２（Ａ）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。

8　その２（Ｂ）の「遊技料金の表示方法」欄には、その２（Ｂ）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第８条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第３３条各号のいずれに該当するかを記載すること。

9　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

営業所の平面図記載例

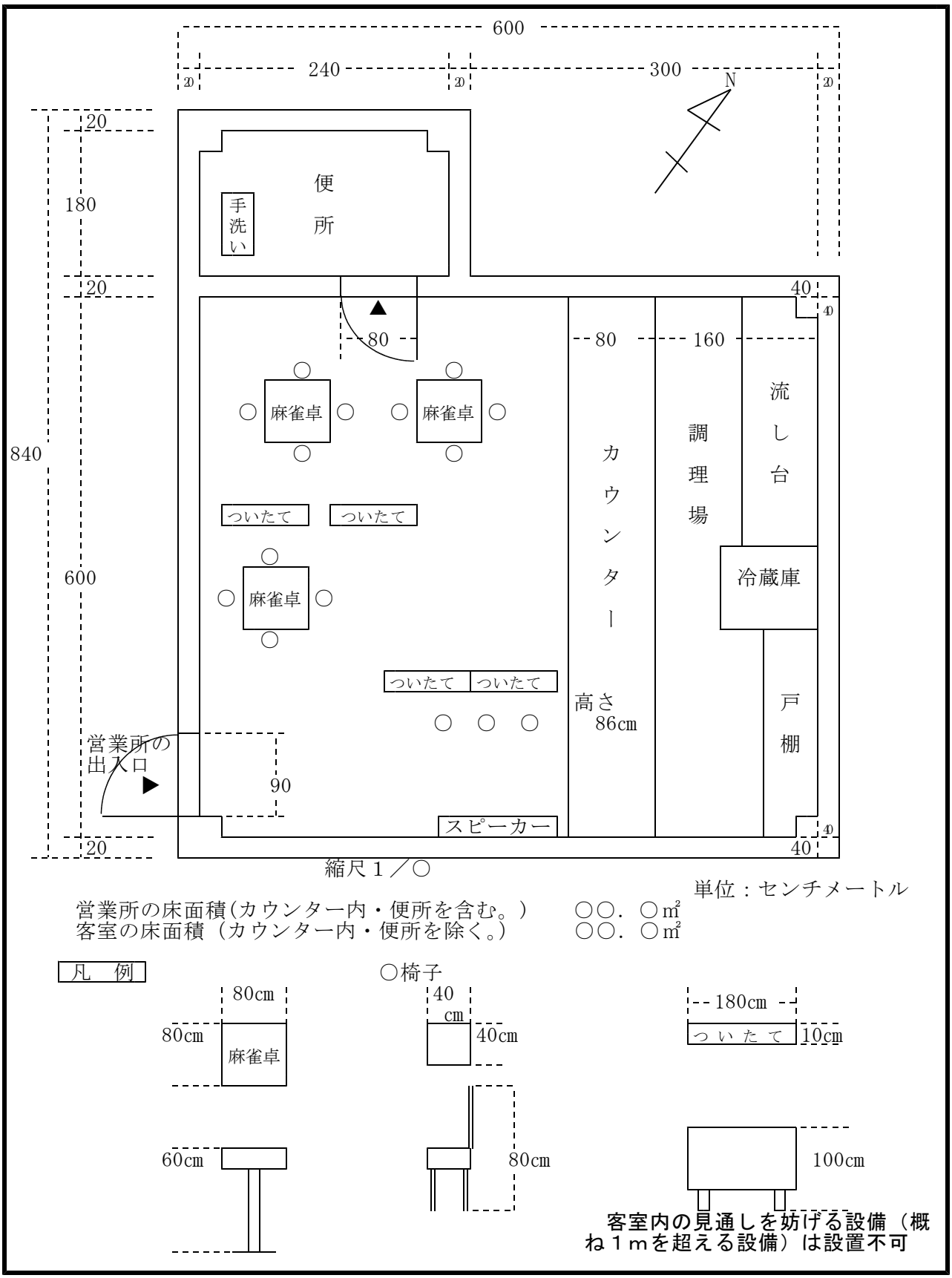
600
240
300
20
20
20
N
20
180
20
840
600
20
便所
手洗い
40
40
80
80
160
麻雀卓
麻雀卓
麻雀卓
ついたて
ついたて
ついたて
ついたて
カウンター
高さ
86cm
調理場
流し台
冷蔵庫
戸棚
営業所の
出入口
90
スピーカー
40
40
縮尺１／○
単位：センチメートル
営業所の床面積(カウンター内・便所を含む。)　○○．○㎡
客室の床面積（カウンター内・便所を除く。）　○○．○㎡
凡　例
○椅子
80cm
80cm
麻雀卓
40
cm
40cm
180cm
つ い た て
10cm
60cm
80cm
100cm
客室内の見通しを妨げる設備（概ね１ｍを超える設備）は設置不可
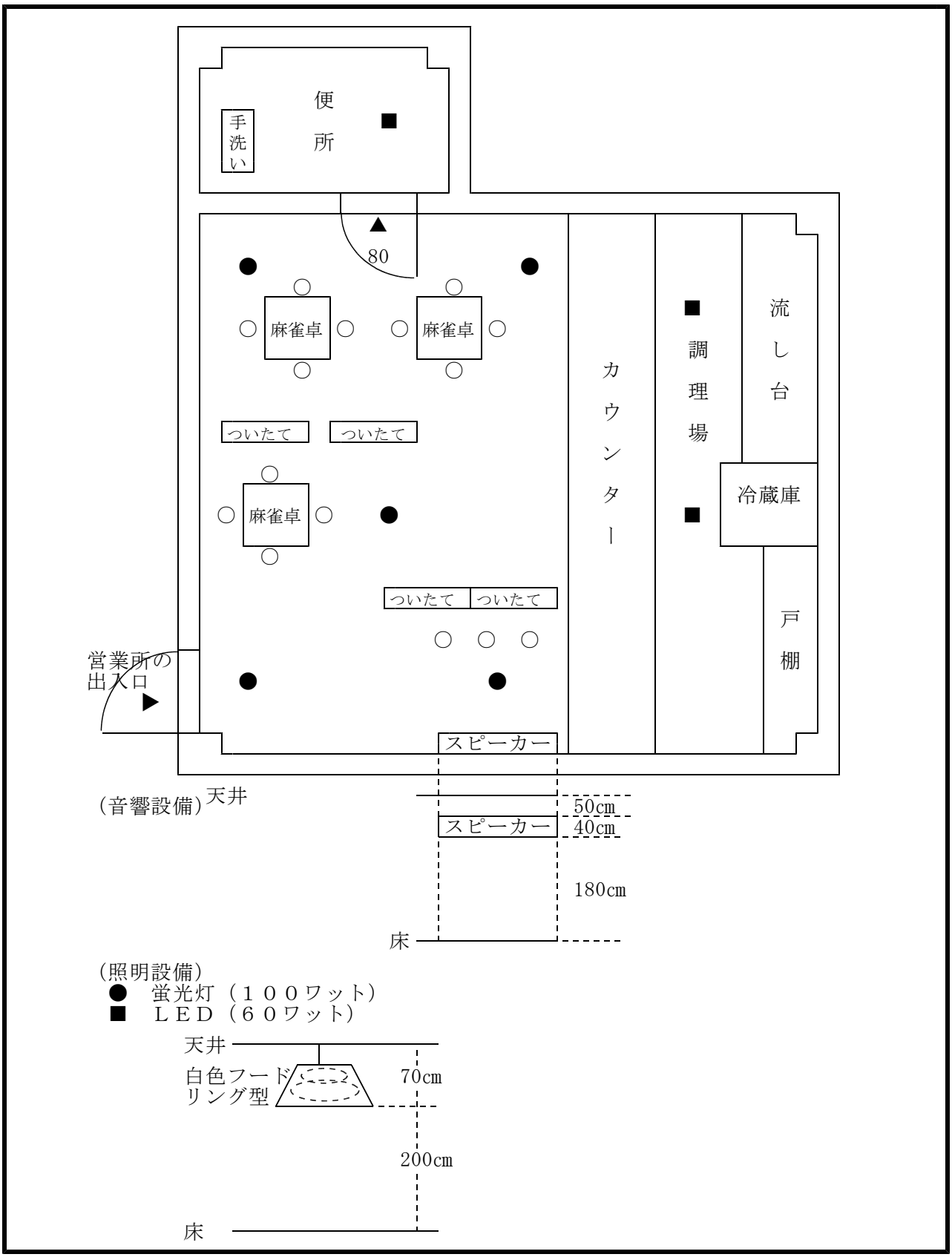
「照明設備・音響設備」欄の別紙記載例